

資料 9

その他の報告

博多湾の環境基準に係る類型指定について

博多湾の環境基準に係る類型指定について

1 背景

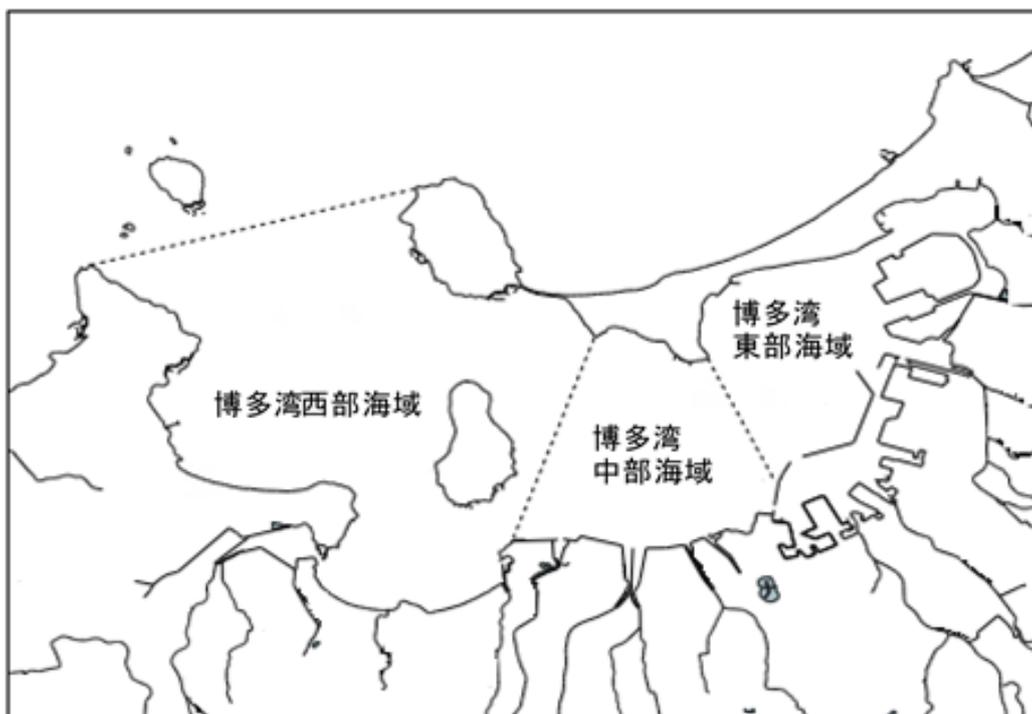
- 水質汚濁に係る環境基準の類型指定は、環境基本法第16条第2項に基づき都道府県知事が行うこととなっている。
- 今般、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」が改正され、水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、柔軟に環境基準の水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うことが可能となった。
- 博多湾においては、これまでの水質保全対策により、汚濁物質の流入負荷量は減少傾向にあるものの、一方で漁業関係者からは、リン不足による漁獲量の減少などの問題が生じているとの意見がある。
- これらを踏まえ、水質が良好な状態で保全されるだけでなく、生物の多様性及び生産性が確保される「豊かな海」を実現するために、環境基準の最適化を検討する。

2 検討の流れ

- 検討に必要な科学的知見等の収集、調査及び分析を行う。
 - ・ 水生生物の生育に必要な海水中のリン濃度の算定
 - ・ リン濃度の増加に伴う博多湾の水質の将来予測 など
- 収集、調査及び分析した科学的知見について、学識経験者で構成する『博多湾環境基準類型指定検討委員会』において評価するとともに、委員会の意見を踏まえて、博多湾の水域類型の指定案を策定する。
- 策定した博多湾の水域類型の指定案を環境審議会へ諮問する。

3 スケジュール（案）

- | | |
|---------|--|
| 令和7年12月 | 博多湾環境基準類型指定検討委員会の設置 |
| 令和8年1月 | 第1回博多湾環境基準類型指定検討委員会 |
| 令和8年度 | 科学的知見等の収集・分析
(第2～4回博多湾環境基準類型指定検討委員会の開催) |
| | 博多湾の水域類型の指定案の策定 |
| 令和9年1月頃 | 環境審議会への諮問 |



全窒素(TN)・全リン(TP)			
	類型	TN基準値	TP基準値
博多湾西部海域	Ⅱ	0.3 mg/l以下	0.03 mg/l以下
博多湾中部海域	Ⅲ	0.6 mg/l以下	0.05 mg/l以下
博多湾東部海域	Ⅲ	0.6 mg/l以下	0.05 mg/l以下

COD		
	類型	基準値
博多湾西部海域	A	2 mg/l以下
博多湾中部海域	A	2 mg/l以下
博多湾東部海域	B	3 mg/l以下

図 博多湾の類型指定状況